



# 標準と特許プール

よしまつ いさむ  
吉松 勇

NTT知的財産センタ

最近の新聞報道などで、「特許プール」という言葉をよく見かけるようになりました。この特許プールとは、どのようなものなのでしょうか。標準と特許、特許プールとの関係を整理したうえで、この特許プールの長所、注意点やその実際について説明します。

## 標準と特許

特許は、技術者の成した発明を広く一般に公開する代償として、ある一定期間その発明を独占的に実施することができるという権利です。したがって、本来、広く技術を使ってもらおうという標準化とは全く相反する概念です。実は、この相反する概念をうまくマッチさせたのがパテントプールという仕組みなのです。

まずは、標準と特許の関係について整理しましょう。例えば、DVD (Digital Video Disk) のような録画再生機器を使用するケースを想定してみてください。

映像をデジタル符号化して録画するときの、映像符号化技術が、録画再生機器のメーカーごとにバラバラだったとします。自分が録画した自慢のDVD映像を友人に見てもらおうと思っても、その友人が自分と同じ機器を持っていないと、その映像を再生することができません。これでは大変不便です。機器の普及どころではありません。そこで、録画再生機器メーカーは、映像符号技術については、各社が共通して使用できる標準規格を制定し、どのメーカーも同じ標準規格を使うことによって、録

画再生機器の普及が図られてきました。

ところが、ここで新たな問題が発生しました。各社が保有している特許の問題です。各社で共通して使用するための標準規格ですから、それぞれの会社が、その標準規格に必須となる自社技術の特許として独占し、他社の使用を禁止することはありません。

しかし、必須特許を持っている各社が、それぞれに特許料を設定してしまうと、特許1つひとつの特許料は小さくても、多くの必須特許があれば非常に高額になってしまいます。これが機器価格の高騰化を招き、結果として機器の普及が妨げられてしまいます。

そこで、特許件数にかかわらず、特許のライセンス料を低額に抑え、機器価格の高騰化を防ぐためにパテントプールという仕組みがつけられました。すなわち、標準規格に必須な特許を一堂に集め、その標準規格を使用する機器メーカーに対して、それらの特許を一括して低額でライセンスすることにより、機器価格を抑え、機器の普及を図ろうというものです。

特許を保有している企業どうしが、市場を独占するために特許権を主張し、相互にけん制し合うのではなく、譲歩し互いに特許を使い合うことで、共存共栄を図ること、これがパテントプールの思想です。

## 特許プールの運用

特許プールでは、図のように、まず特許プール代理人会社を設立します。複数の権利者が所有する複数の必須特

許は、プールに水を溜めるように、まずはこの代理人会社に取りまとめます。標準規格の使用者は、その代理人会社から一括して特許許諾が受けられます。なお、標準規格の使用者が支払った特許料は、特許プール代理人会社で集計され、各権利者に特許件数に応じて支払われます。

### ■特許プールの長所

#### (1) 特許許諾交渉の効率化

特許プールを通じての特許許諾交渉は、その特許プールの運用を行っている代理人会社との交渉のみですみます。つまり、個々の特許権利者と個別に交渉する手間を省くことができます。

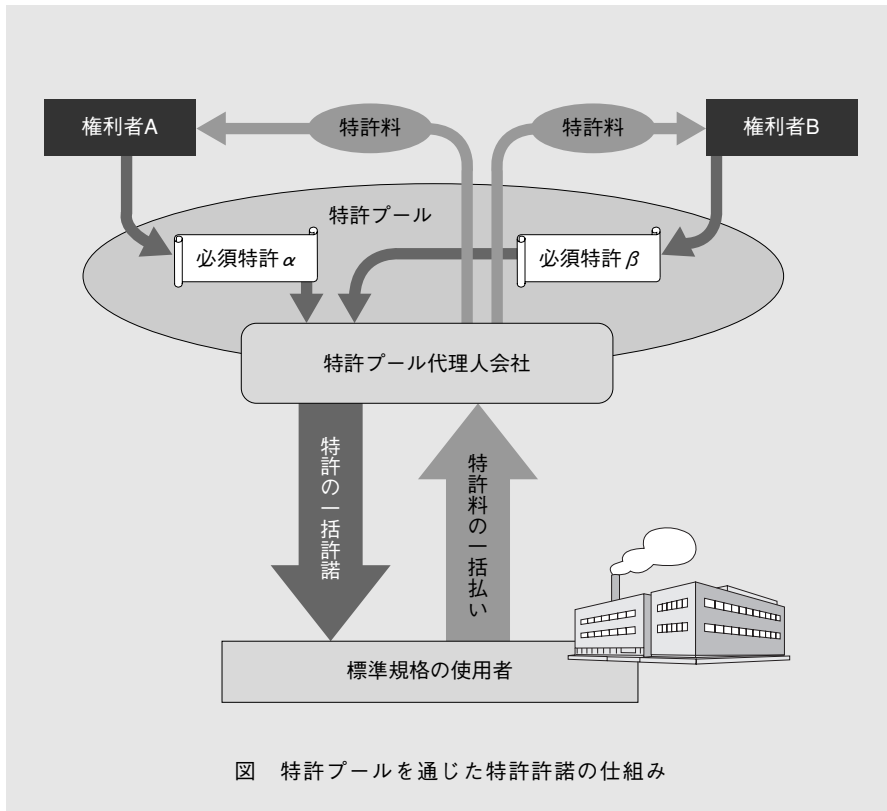
#### (2) 累積的特許料の回避

前述したように、特許プールでは、特許料の高騰化は起こりません。

### ■特許プールの注意点

特許プールは、標準規格を使用する者にとって良いことばかりのようですが、注意しなければならない点もあります。いくつかの特許プールでは、特許プールから特許許諾を受ける者が、その標準に必須な特許を持っていた場合には、その特許を、特許プールに参加している特許権利者に、必ず許諾しなければならないという義務を課している場合があります。このような義務のことを、「許諾し返す」という意味で「グラントバック義務」といいます。

このグラントバック義務の対象になる特許が、例えば、他社に許諾したくない特許である場合には、特許プールからの特許許諾を断念しなければなりません。この義務が、許諾を受ける一社のみならず、その会社の属するグルー



プ会社全体に及んでいる場合もあります。すなわち、許諾を受ける会社の子会社はもちろんのこと、親会社や、同じ親会社の支配下にある兄弟会社にまで、このグラントバック義務が及んでいる場合です。

グラントバック義務の対象にされたくない特許を、わざわざ同じグループ内の他社に移転し、この義務から免れようとするのを阻止するのが目的といわれています。この場合、特許プールからの特許一括許諾を受ける前に、グループ内で、グラントバック義務への対応方針を確認、もしくは定めておく必要があります。

## 特許プールの実際

特許プールの仕組みが具体的に運用されたのは、ISO (International Standardization Organization: 国際標準化機構) の映像符号化に関する標準に関するものとして、1997年に発足したMPEG-2 (Moving Picture Experts Group-2) 特許プールが最初です<sup>(1)</sup>。DVDなどの製造メーカーに対して、特許一括許諾を行っています。

その後、1998年には、ITU (International Telecommunication Union: 国際電気通信連合) の音声

符号化標準G.729特許プールが発足しました。多くのIP電話メーカーが特許一括許諾を受けています。

現在では、第三代携帯電話の国際標準WCDMA (Wideband Code Division Multiple Access) などの、映像や音声符号化以外の多くの分野において、たくさんの特許プールが設立、運用されています。

特に以下の状況である場合には、特許プールという仕組みがうまく機能しています。

- ① 数社以上の必須特許権利者が存在していること
- ② 標準を実施する機器が、世界中のいたるところで、数万台以上の規模で使用されるものであること

## まとめ

標準と特許、それぞれの本来の存在意義は正反対ですが、特許プールという仕組みを通じて、標準としての技術の普及と、特許権を行使しての特許料の回収という効果とがうまく機能しています。確かに、どんな標準に対しても、特許プールが最適に機能することはありませんが、標準化の対象技術が広範囲になり、かつ、より多くの特許が必須特許として包含されようとする傾向にある中、特許プールという仕組みは、今後ますます重要性を帯びてくるものと思われます。

### 参考文献

(1) 渡部：“特許プールを通じた標準化技術の特許ライセンス,” NTT技術ジャーナル, Vol.17, No.4, pp.70-71, 2005.